

令和5・6年度

久万高原町建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

1. 受付の種類

「建設工事」、「測量・コンサルタント等」、「物品・製造等」、「役務等」

2. 受付期間

令和5年1月4日（水）～令和5年3月15日（水）

ただし、土・日・祝祭日を除く。

※ 定期受付期間終了後は、随時受付を行いますが、随時受付を行ったものについての入札参加資格の付与、登録は令和5年4月1日以降になる場合があります。

3. 受付時間

午前8時30分～午後5時00分

4. 提出方法

【 重要 】

前回より電子申請システムでの申請受付を行っております。詳しくは下記 URL よりアクセスいただき、システム内の【入札参加申請・操作説明書】を参照の上、申請をお願いいたします。

なお、これまでに引き続き、紙媒体での申請も受け付けておりますので、いずれかの方法にて申請ください。

○電子申請システムでの申請の場合

<https://www.nssinsei.jp/kumakogen-town> （入札参加電子申請システムサイト）

※ システム内の【入札参加申請・操作説明書】に従って申請ください。

○紙媒体での申請の場合

別紙の必要書類をA4のファイルに綴じて、表紙及び背表紙に「令和5・6年度〇〇入札参加資格審査申請書」の文字及び会社名を記載してください。提出は郵送、持参どちらでもかまいません。

※ 郵送の場合は、返信用はがきまたは返信用封筒を同封してください。
(受付印の押印及び必要事項があれば記入後、返送します。)

(A4ファイルの色)

- 「建設工事」・・・・・・・・・・・・・・『緑色』
- 「測量・建設コンサルタント等」・・・・『赤色』
- 「物品・製造等」・・・・・・・・・・・・・・『黄色』
- 「役務等」・・・・・・・・・・・・・・『水色』

注) 用紙寸法は、日本工業規格A4です。

5. 提出先及び問合せ先

久万高原町役場 総務課 財政管財班

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地

TEL 0892-21-1111

別紙

紙で申請いただく場合は、下記の書類を上から順番にA4ファイルに綴じて提出してください。ファイルは業種ごとに色を指定していますのでご注意ください。記入様式は国土交通省、愛媛県に準じたものでも構いません。

なお、電子・紙いずれの申請方法も、提出書類は同じものになります。

I 建設工事

- 1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
- 2 建設業許可通知書の写し
- 3 登記簿謄本（法人）又は身分証明書（個人）の写し
- 4 印鑑証明書の写し
- 5 使用印鑑の届
使用印鑑は、本町との契約に使用する印とすること。
- 6 営業所一覧表
- 7 委任状
入札又は契約にかかる権限を支店若しくは営業所等に委任する場合に提出すること。
- 8 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- 9 納税証明書の写し（法人税又は所得税（個人）及び消費税、町税）
- 10 技術者の在職状況又は資格を証明する書類
在職技術者の有する資格の一覧表（任意様式）又は、合格証明書若しくは免許証等の写し
- 11 工事経歴書
- 12 建設業退職金共済組合加入・履行証明書の写し
- 13 社会保険の加入が確認できる書類の写し
- 14 財務書類等の写し

II 測量・建設コンサルタント等

- 1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
- 2 建設コンサルタント等の登録証の写し
- 3 登記簿謄本（法人）又は身分証明書（個人）の写し
- 4 印鑑証明書の写し
- 5 使用印鑑の届
使用印鑑は、本町との契約に使用する印とすること。
- 6 営業所一覧表
- 7 委任状
入札又は契約にかかる権限を支店若しくは営業所等に委任する場合に提出すること。
- 8 納税証明書の写し（法人税又は所得税（個人）及び消費税、町税）
- 9 技術者経歴書
- 10 業務経歴書及び実績調書
実績は相手方、業務名、履行期間、請負金額等を明記すること。
- 11 財務書類等の写し

III 物品・製造・役務等

- 1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
 - 2 登録証、許可書等の証明書の写し
 - 3 登記簿謄本（法人）又は身分証明書（個人）の写し
 - 4 印鑑証明書の写し
 - 5 使用印鑑の届
使用印鑑は、本町との契約に使用する印とすること。
 - 6 営業所一覧表
 - 7 委任状
入札又は契約にかかる権限を支店若しくは営業所等に委任する場合に提出すること。
 - 8 納税証明書の写し（法人税又は所得税（個人）及び消費税、町税）
 - 9 技術者経歴書
 - 10 業務経歴書及び実績調書
実績は相手方、業務名、履行期間、請負金額等を明記すること。
 - 11 財務書類等の写し
- ※ 2・9については、該当がない場合は提出不要です。